

平成 30 年度 第 2 回

市川市立小学校、中学校 及び 義務教育学校 通学区域審議会

平成 30 年 11 月 27 日 (火) 午前 10 時～

教育委員会 2 階 会議室

次 第

1 教育委員会挨拶

2 審議会長挨拶

3 議題

(1) 平成 30 年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更等について
(中間報告)

(2) 平成 31 年度 新入学に向けて児童生徒数増加傾向の学校の状況と
指定学校変更の制限について (報告)

(3) 市川小学校・宮田小学校の通学区域について

(4) 指定学校変更許可基準について

5 その他

目 次

【 議題 (1) 】

- 指定学校変更許可基準 … 3
- 平成 30 年度 在学年児童生徒 指定学校変更理由表 … 4
- 平成 30 年度 在学年児童生徒 区域外就学願理由表 … 5

【 議題 (2) 】

- 平成 30 年度の市内在住の年齢別人口を基にした児童数・学級数の推計（通常学級）
… 6
- 児童生徒数増加傾向の学校の状況と指定学校変更の制限の予定 … 7～18
- 平成 31 年度 入学予定の保護者の皆様 「入学通知の発送」 及び
「指定学校の変更申請」 についてのお知らせ … 19・20
- 平成 31 年度 新入学 指定学校変更の制限校（小・中学校） … 22【地図 A】

【 議題 (3) 】

- 学校の同心円に対応した市川小・宮田小学区の見直し案 … 23【地図 B】

【 議題 (4) 】

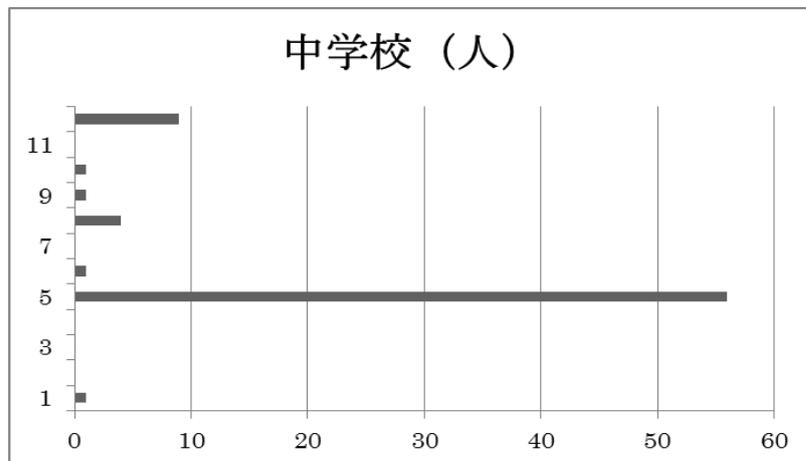
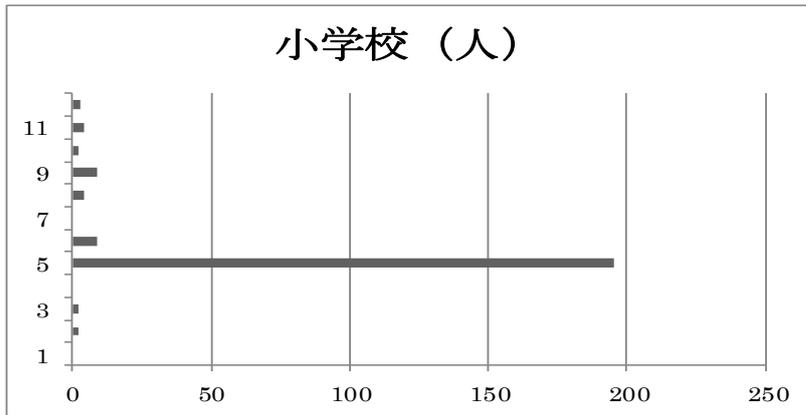
- 指定学校変更許可基準 具体化（案） … 21

指定学校変更許可基準

	事由	期間	添付書類等
1	心身の障がい又は疾病によるため	事由解消まで ※通常は1年	医師の診断書など
2	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため ただし、隣接する通学区域または事務室窓口から直線で小学校は1 キロメートル以内、中学校は2キロメートル以内からの通学に限る	事由解消まで	通学路を明記
3	両親の就労等により、児童の監護、養育に欠けるため	3年以内 ただし、協議 により再申請も可	就労証明書 預かり書
4	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため (1) 隣接する通学区域または事務室窓口から直線で小学校は1キロ メートル以内、中学校は2キロメートル以内からの通学の場合 (2) 上記(1)のうち、児童生徒数に関連し他の通学区域からの入学を 制限している学校を希望する場合 (3) 上記(1)以外の場合	(1)の場合は卒業まで (2)の場合は年度末まで (3)の場合は学期末又は 年度末まで ただし、協議の上、再 申請も可	適宜
6	住居の新築・増改築により一時的に学区外に転居するため、又は新 築により事前に転入学を希望するため	1年以内	建築確認書、売買契約書、仮住 まいを証明するもの等
7	在学校の学校行事等に参加したいため	事由解消まで 学期末まで	適宜
8	友人関係等の理由によるため ただし、隣接する通学区域または事 務室窓口から直線距離で小学校は1キロメートル以内、中学校は2 キロメートル以内からの通学に限る	卒業まで	適宜
9	希望する学校が指定された学校より近い	卒業まで	適宜
10	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
11	希望校の受け入れ体制が整い、且つ安全な通学が可能な学校を希望 するため	卒業まで	適宜
12	その他	事由解消まで	適宜

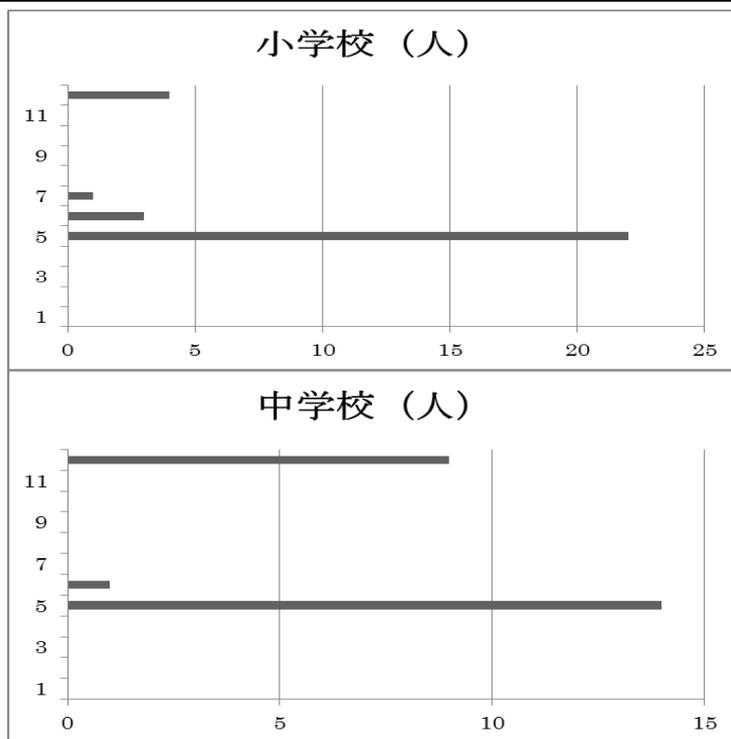
平成30年度 在学年児童生徒 指定学校変更理由表

	小学校 (人)	割合 (%)	中学校 (人)	割合 (%)
1 心身の疾病	0	0	1	2
2 通学経路	2	1	0	0
3 両親の就労	2	1	0	0
4 学区変更	0	0	0	0
5 従前の学校	195	85	56	77
6 事前転入	9	3	1	0
7 学校行事	0	1	0	0
8 友人関係	4	2	4	5
9 距離が近い	9	3	1	2
10 兄弟姉妹	2	1	1	2
11 部活動等	4	2	0	0
12 その他	3	1	9	12
合計	230	100	73	100
市内全体	1,655名	1%	9,355名	8%



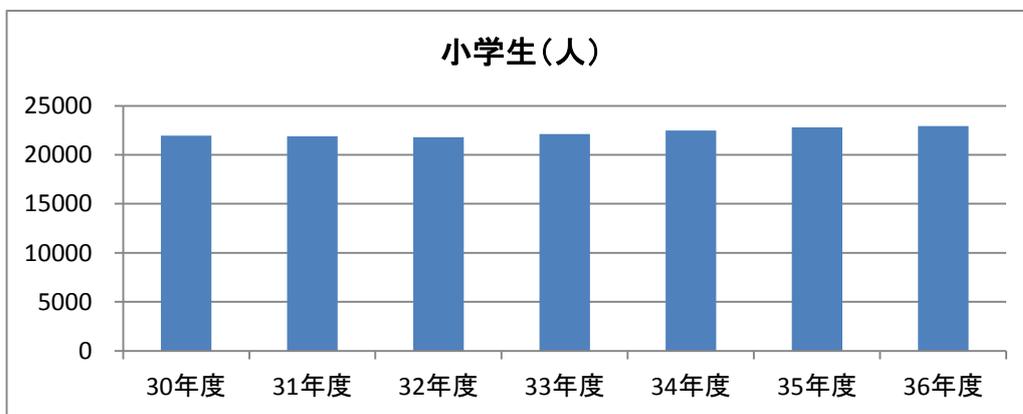
平成30年度 在学年児童生徒 区域外就学願理由表

	小学校 (人)	割合 (%)	中学校 (人)	割合 (%)
1 心身の疾病	0	0	0	0
2 通学経路	0	1	0	0
3 両親の就労	0	1	0	0
4 学区変更	0	0	0	0
5 従前の学校	22	73	14	58
6 事前転入	3	10	1	4
7 学校行事	1	2	0	0
8 友人関係	0	0	0	0
9 距離が近い	0	0	0	0
10 兄弟姉妹	0	0	0	0
11 部活動等	0	0	0	0
12 その他	4	13	9	38
合計	30	100	24	100
市内全体	21,655 名	0%	9,355 名	0%

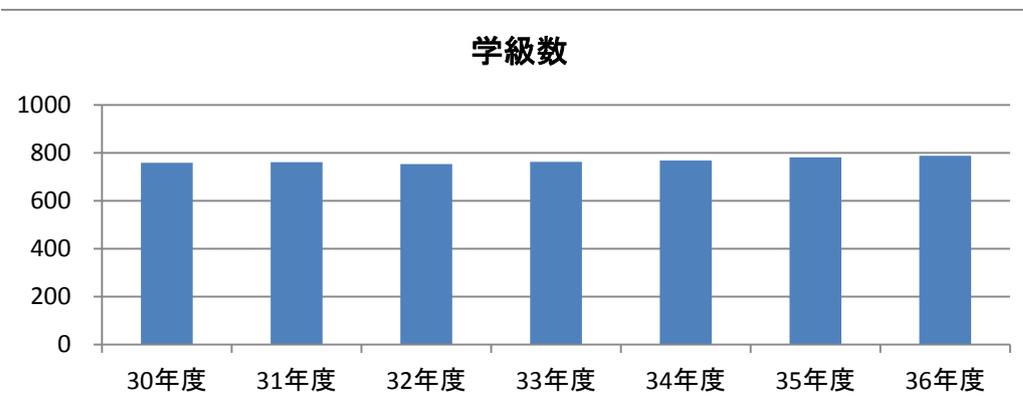


平成30年度の市内在住の年齢別人口を基にした児童数・学級数の推計（通常学級）

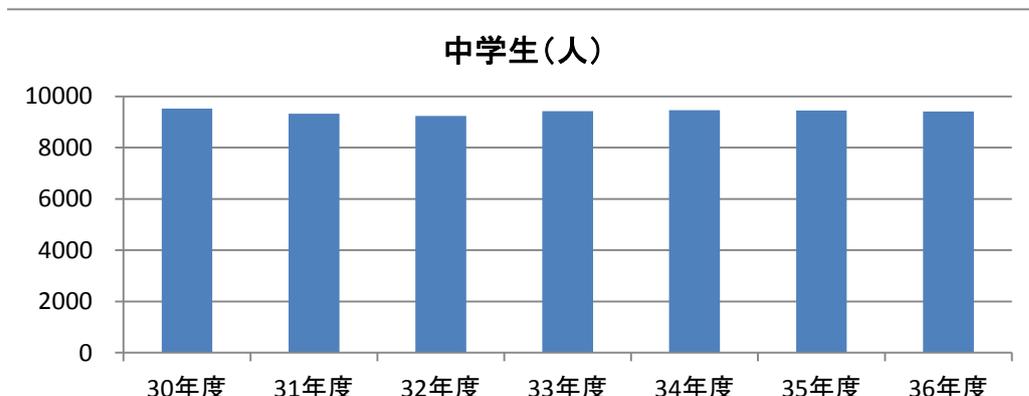
年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
小学生(人)	21956	21887	21801	22116	22490	22809	22933
減少率(%)	100.0%	99.7%	99.3%	100.7%	102.4%	103.9%	104.4%



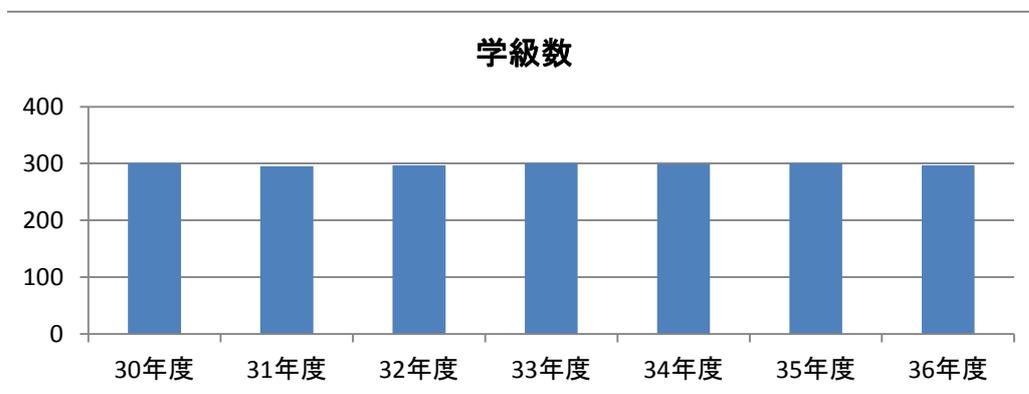
年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
学級数	758	761	753	762	768	781	788
減少率(%)	100.0%	100.4%	99.3%	100.5%	101.3%	103.0%	104.0%



年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
中学生(人)	9521	9325	9239	9418	9463	9453	9415
減少率(%)	100.0%	97.9%	97.0%	98.9%	99.4%	99.3%	98.9%



年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
学級数	300	295	297	300	299	300	297
減少率(%)	100.0%	98.3%	99.0%	100.0%	99.7%	100.0%	99.0%



児童生徒増減数の学校状況と指定学校変更の制限予定

学級編制の基準となる人数

		小学校					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
28年度	学級	35	35	35	38	38	38
29年度	学級	35	35	35	38	38	38
30年度	学級	35	35	35	38	38	38
31年度	学級	35	35	35	38	38	38
32年度	学級	35	35	35	38	38	38
33年度	学級	35	35	35	38	38	38

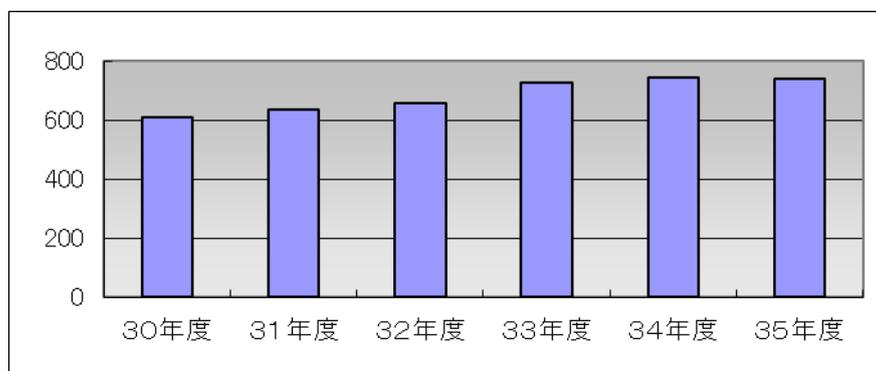
小1：文部科学省の学級編制基準、小2～中3：千葉県の弾力的運用対象人数

		中学校		
		1年	2年	3年
28年度	学級	35	38	38
29年度	学級	35	38	38
30年度	学級	35	38	38
31年度	学級	35	38	38
32年度	学級	35	38	38
33年度	学級	35	38	38

市川小学校の児童数及び学級数の推計 ←制限校

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
全校	612	636	656	726	746	740
学級数	20	19	19	22	23	25

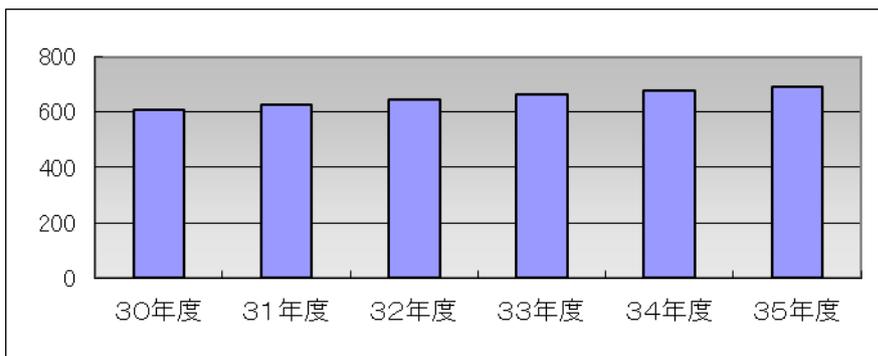
※ 今後増加傾向の見込み(教室不足)



八幡小学校の児童数及び学級数の推計 ←制限校

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
全校	609	629	645	663	678	690
学級数	19	20	20	21	21	22

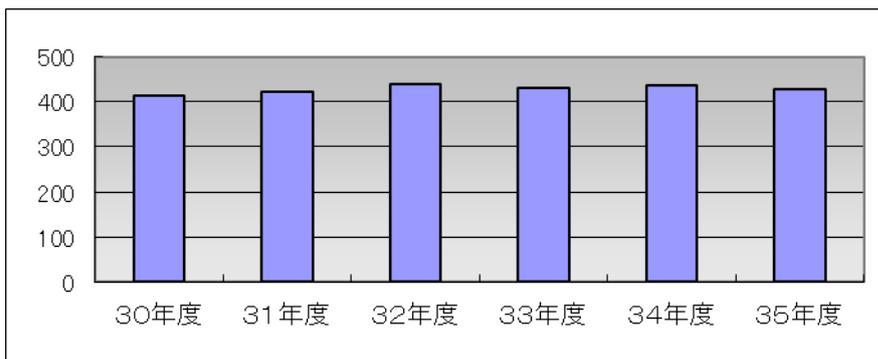
※ 今後増加傾向の見込み(教室不足)



宮田小学校の児童数及び学級数の推計 ←制限校

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
全校	414	422	439	431	437	428
学級数	15	15	16	14	14	13

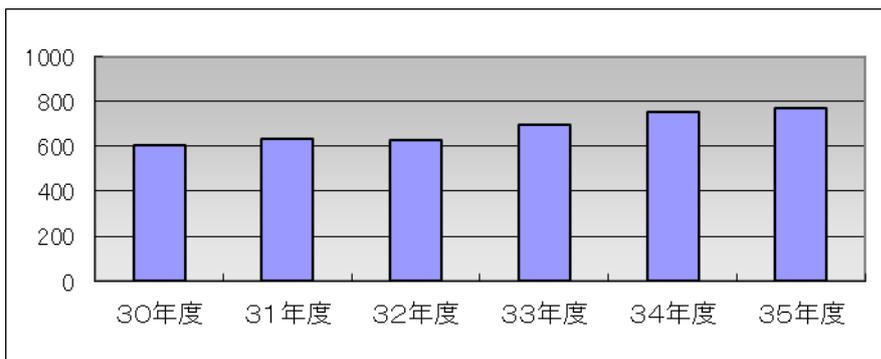
※ 今後増加傾向の見込み(教室不足)



富貴島小学校の児童数及び学級数の推計 ←制限校

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
全校	602	631	628	693	753	768
学級数	20	21	21	22	24	24

※ 今後増加傾向の見込み(教室不足)



鬼高小学校の児童数及び学級数の推計 ←制限校

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
全校	940	932	929	917	977	1033
学級数	30	29	29	29	30	32

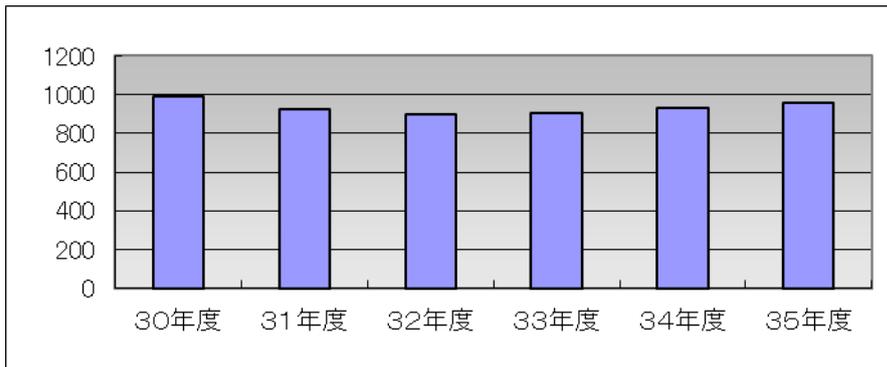
※ 今後増加傾向の見込み(教室不足)



行徳小学校の児童数及び学級数の推計 ←制限校

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
全校	989	922	900	902	934	959
学級数	31	28	27	26	28	28

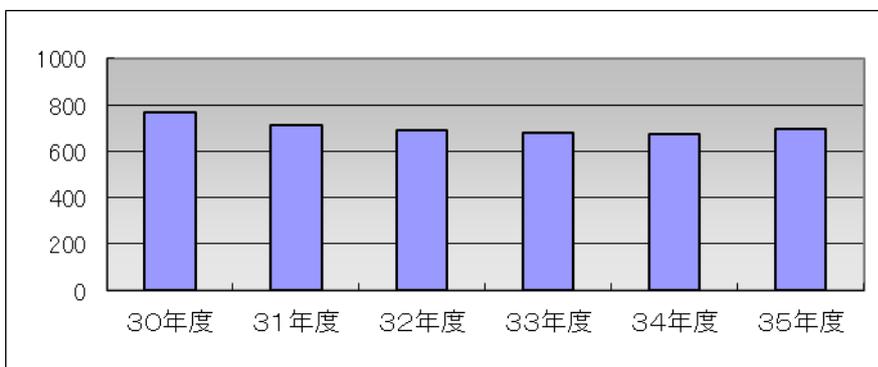
※ 学区の在住者はほぼ安定(昨年度まで兄弟在籍のみ承



信篤小学校の児童数及び学級数の推計 ←制限校

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
全校	766	712	689	678	676	697
学級数	25	23	22	22	21	22

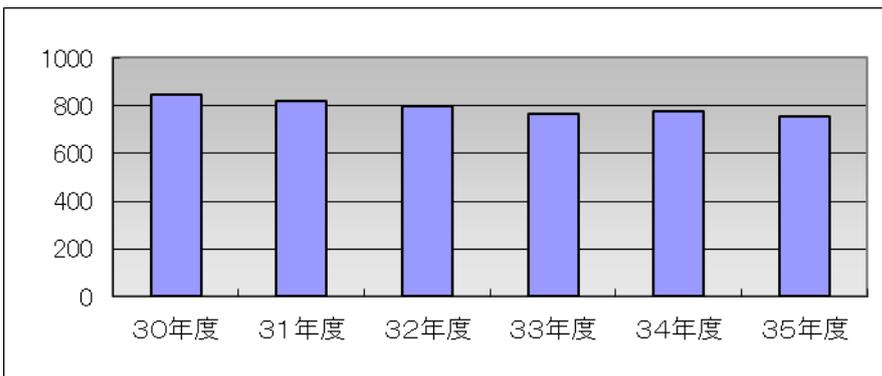
※ 学区の在住者はほぼ安定



新浜小学校の児童数及び学級数の推計 ←兄弟制限

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
全校	849	820	798	767	777	755
学級数	26	25	24	23	24	23

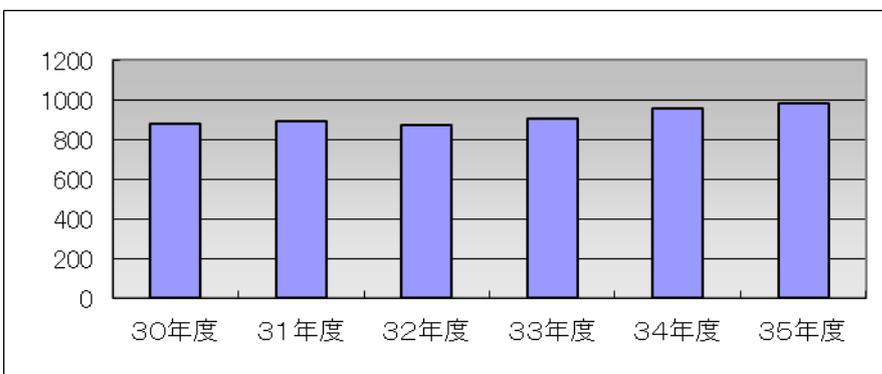
※ 特別支援学級増の見込み(教室不足)



富美浜小学校の児童数及び学級数の推計 ←制限校

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
全校	881	893	872	907	960	982
学級数	28	29	28	28	28	29

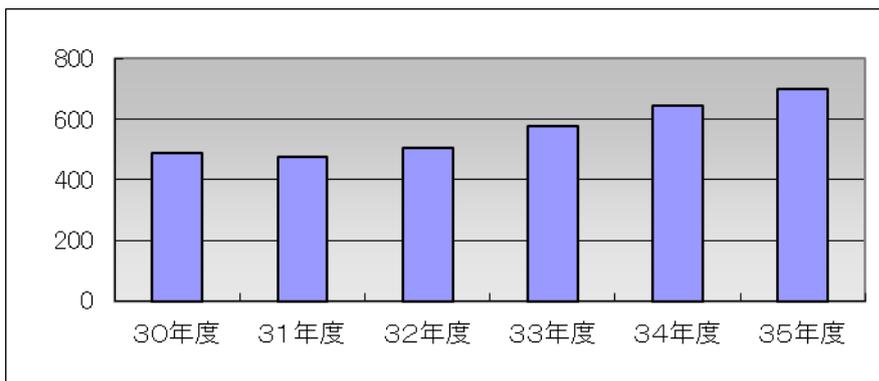
※ 学区在住者が増加傾向(教室不足)



大和田小学校の児童数及び学級数の推計 ←制限校

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
全校	488	476	507	578	647	700
学級数	17	16	17	19	22	23

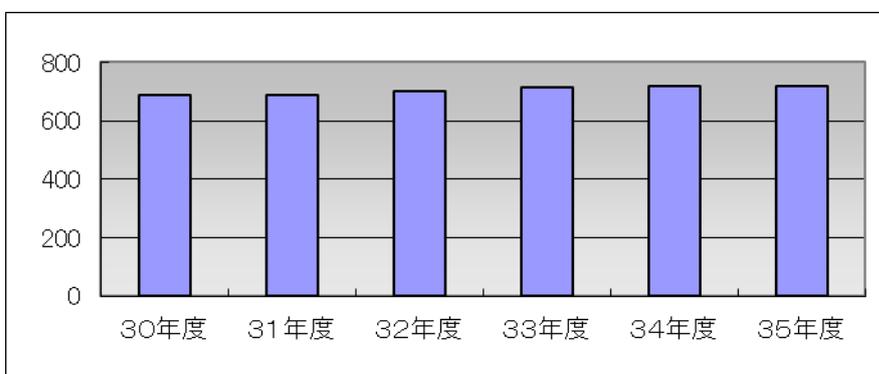
※ 学区在住者が増加傾向(教室不足)



妙典小学校の児童数及び学級数の推計 ←制限校

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
全校	686	690	702	714	719	720
学級数	21	22	23	23	22	21

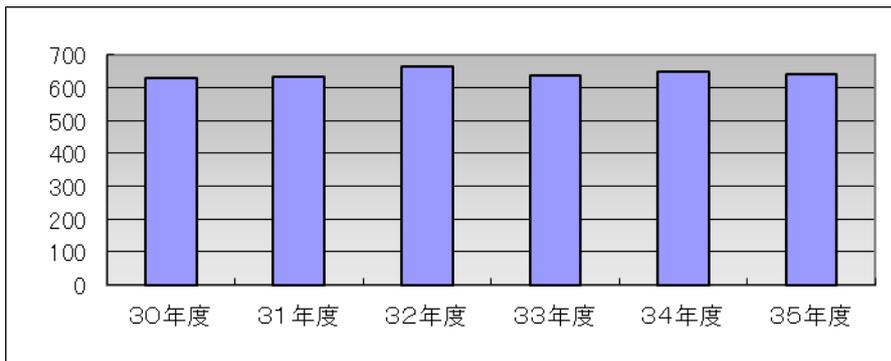
※ 学区在住者が増加傾向(教室不足)



第一中学校の生徒数及び学級数の推計 ←制限校

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
全校	629	634	665	636	649	640
学級数	18	19	19	19	19	19

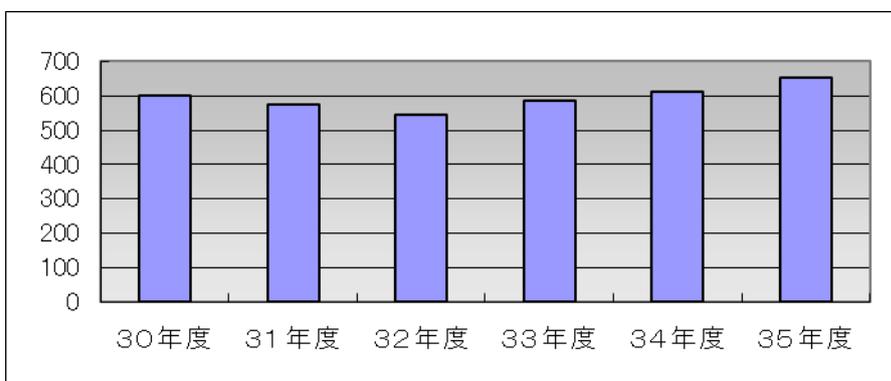
※ 指定学校変更の動向に注意



第二中学校の生徒数及び学級数の推計 ←制限校

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
全校	602	576	546	586	612	653
学級数	17	17	17	17	18	19

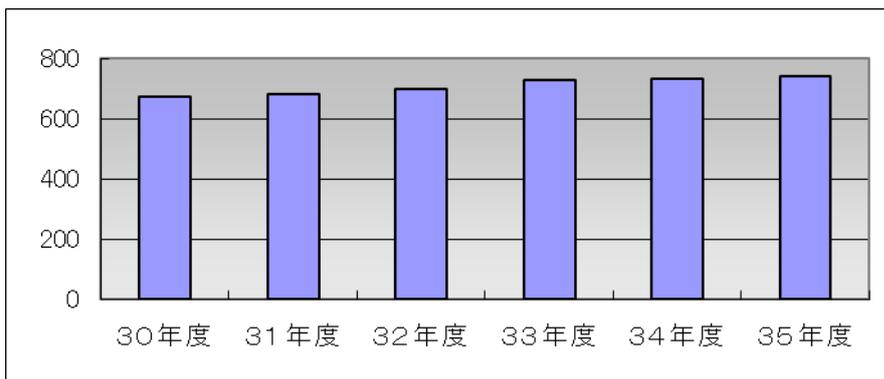
※ 指定学校変更の動向に注意



第三中学校の生徒数及び学級数の推計 ←制限校

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
全校	673	683	698	730	734	743
学級数	20	20	21	22	21	22

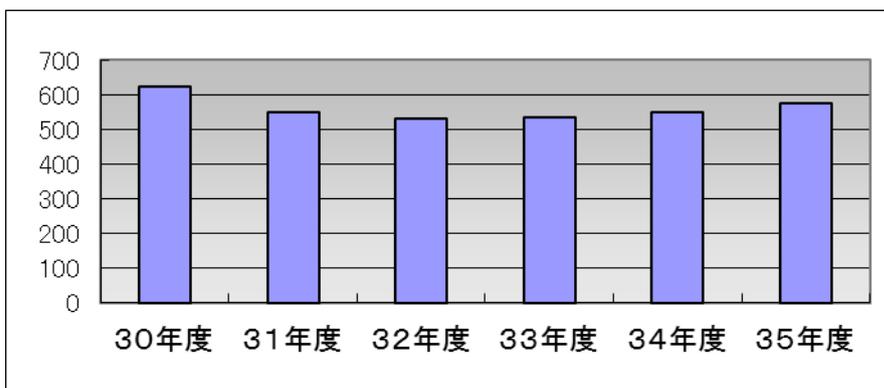
※ 指定学校変更の動向に注意



第四中学校の生徒数及び学級数の推計 ←制限校

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
全校	622	551	530	534	550	575
学級数	19	16	16	16	16	17

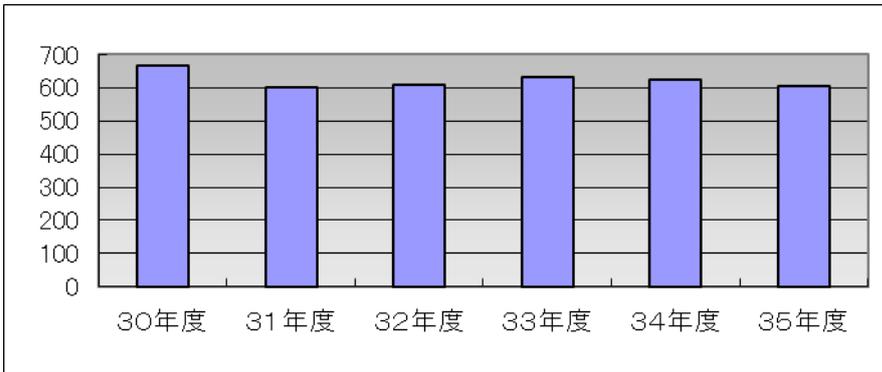
※ 指定学校変更の動向に注意



第六中学校の児童数及び学級数の推計 ←制限校

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
全校	665	601	609	631	625	605
学級数	19	18	19	19	18	17

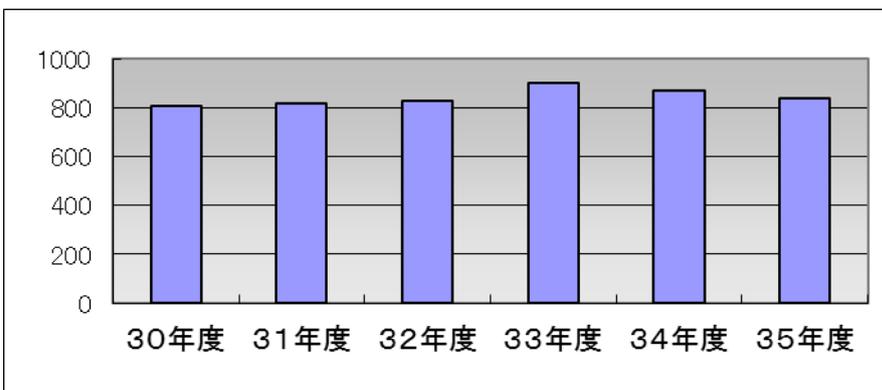
※ 指定学校変更の動向に注意



第七中学校の生徒数及び学級数の推計 ←制限校

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
全校	810	817	827	902	869	838
学級数	23	24	24	25	25	24

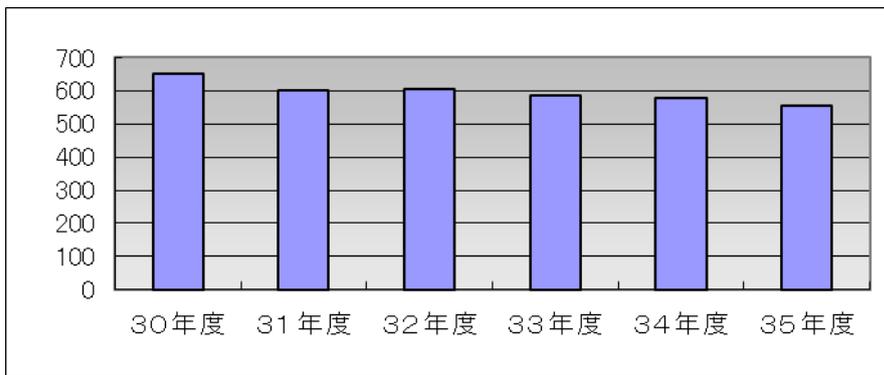
※ 指定学校変更の動向に注意



下貝塚中学校の児童数及び学級数の推計 ←制限校

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
全校	651	601	605	584	577	553
学級数	19	18	18	18	17	16

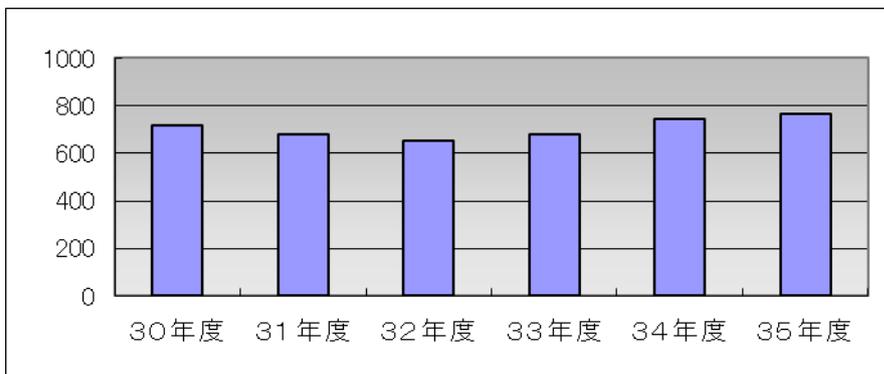
※ 指定学校変更の動向に注意



福栄中学校の生徒数及び学級数の推計 ←制限校

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
全校	718	678	655	680	742	765
学級数	21	19	19	20	22	23

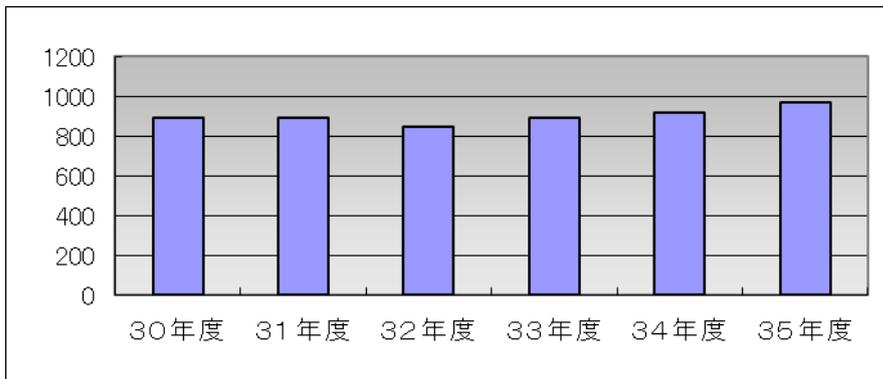
※ 指定学校変更の動向に注意



妙典中学校の生徒数及び学級数の推計 ←制限校

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
全校	895	896	846	890	917	969
学級数	25	26	24	26	27	28

※ 指定学校変更の動向に注意



平成 31 年度 入学予定の保護者の皆様

「入学通知書の発送」及び「指定学校の変更申請」についてのお知らせ

市川市教育委員会 義務教育課

1 入学通知書の発送について… 12 月 1 日の住民登録地を基準に、入学する学校を指定しています。入学通知書は、12 月 26 日（水）頃発送する予定となっております。その後転居された場合は、新しい住民登録地に応じた入学通知書を再送いたします。

2 指定学校の変更申請について

やむを得ない理由がある場合、隣接学校等への指定学校の変更申請を受け付けます。ただし、下記（2）の学校は、教室不足等による教育環境の維持が難しく、変更ができないことがありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、変更申請の基準については、市川市公式 Web サイトで閲覧できます。

(<http://www.city.ichikawa.lg.jp/edu06/1111000006.html>)

(1) 申請期間 及び 場所

申請期間… 平成 31 年 1 月 5 日（土）～1 月 18 日（金） ※日曜日・祝日は除く
※平日の受付：午前 9 時～午後 5 時【市川市教育委員会 義務教育課 南八幡仮設庁舎
2 階 会議室 市川市南八幡 1-17-15（裏面地図）】

※土曜日受付： 午前 9 時～午後 3 時 ※終了時刻にご注意ください。

・平成 31 年 1 月 5 日（土）【教育委員会 南八幡仮設庁舎 2 階 会議室】

・平成 31 年 1 月 12 日（土）【行徳公民館 3 階 レクリエーションホール】

12 日（土）は行徳公民館【市川市末広 1-1-31】のみの受付 ※南八幡仮設庁舎は閉庁

※指定学校の変更申請は、仮本庁舎や行徳支所の市民課窓口等では受け付けていません。

※なお、申請の許可は先着順ではありません。また、受付期間の前半は混雑します。

(2) 平成 31 年度新入学の指定学校の変更に制限がある学校

- | |
|---|
| <p>① <u>上限を設定し、超えた場合は抽選を行う学校</u> ※抽選の結果は若干名となる場合があります</p> <p>・市川小学校 ・八幡小学校 ・宮田小学校 ・富貴島小学校 ・鬼高小学校 ・行徳小学校 ・信篤小学校</p> <p>・富美浜小学校 ・大和田小学校 ・妙典小学校・第一中学校 ・第二中学校 ・第三中学校 ・第四中学校</p> <p>・第六中学校・第七中学校 ・下貝塚中学校 ・福栄中学校 ・妙典中学校 ※小学校 10 校、中学校 9 校</p> <p>② <u>入学時に兄・姉が在籍している場合のみ指定学校の変更が可能な学校</u></p> <p>・新浜小学校 ※小学校 1 校</p> <p>③ <u>ア入学時兄姉が在籍している場合</u> 又は <u>イ指定学校より近い場合のみ、申請可能な学校</u></p> <p>・大和田小学校 ※小学校 1 校 ※イは上限を設定し、超えた場合は抽選</p> |
|---|

(3) 抽選について 指定学校の申請が、教室数等にかかわる入学者数の上限を超えた場合、抽選を行います。①抽選の有無開始時刻の発表… 1 月 23 日（水）午後 1 時以降、市川市公式 Web サイトで発表② 公開抽選日… 1 月 26 日（土） 教育委員会 南八幡仮設庁舎 2 階会議室※出席は任意です。抽選後当選番号を市川市公式 Web サイト掲載

(4) 注意点 居住実態の伴わない住民票の異動や、入学後に元の住所に戻った場合は無効とし、居住地のある学区の学校に転校していただくことや、調査後、指定学校の変更を承認しないなどの対応をすることもありますのでご注意ください。

※問い合わせ 義務教育課【電話 047（383）9261】

よくある質問と回答（新入学時の指定学校変更について）

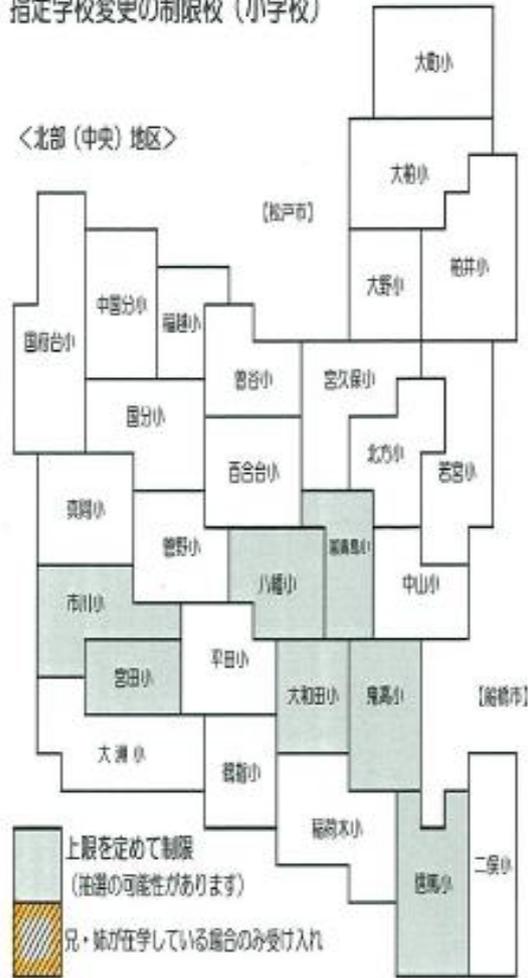
質問	回答
<p>Q 1</p> <p>仲のいい友達と一緒にの学校に行きたいのですが、指定学校変更の申請ができますか？ （指定学校変更許可基準8「友人関係」）</p>	<p>A 1</p> <p>「友人関係」とは、単に「仲のいい友人が行く」との理由ではなく、例えば、極端な人見知りで特定の友人がいないと学校に通えない、いじめなどのトラブルにより他の学校に通いたい、同じ園・学校の友人のほとんどが同じ学校に通うためなど、配慮を要する場合を想定しています。</p>
<p>Q 2</p> <p>指定された通学区域の学校より隣の学校の通学路が歩きやすい道なので、指定学校変更の申請はできますか？ （指定学校変更許可基準2「通学経路」）</p>	<p>A 2</p> <p>「通学経路の問題」とは、単に「交通量が多く危険だから」「道が暗いから」という理由ではなく、個別の特徴など懸念される理由があると教育委員会で認めた場合を想定しています。</p>
<p>Q 3</p> <p>兄弟制限や学校の抽選に落ちた場合、住民票を異動したら入学することができますか？</p>	<p>A 3</p> <p>左記のケースは、教室の不足等により新入学の人数制限が特に厳しいため、居住実態の伴わない住民票の異動は認められません。また、入学後、元の住所に戻した場合、居住地のある学校に転校していただくことがあります。</p>

指定学校変更許可基準 具体化（案）

	事由	期間	添付書類等
1	心身の障がい、又は疾病によるため	事由解消まで ※通常は1年	医師の診断書等
2	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため 例えば、個別の特 徴など懸念される理由があると教育委員会で認めた場合などです。	事由解消まで	理由書等 現地確認等
3	両親の就労等により、児童の監護、養育に欠けるため	3年以内 ただし、協議により再 申請も可	就労証明書 預かり書
4	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため (1) 隣接する通学区域または事務室窓口から直線距離で小学校は 1km以内、中学校は2km以内の通学の場合 (2) 上記(1)のうち、児童生徒数に関連し他の通学区域からの入学 を制限している学校を希望する場合 (3) 上記(1)以外の場合	(1) 卒業まで (2) 年度末まで (3) 学期末又は年度末 まで ただし、協議の上、再 申請も可	適宜
6	住居の新築・増改築により一時的に学区外に転居するため、又は 新築により事前に転入学を希望するため	1年以内	建築確認書、売買契約書、仮住 まいを証明するもの等
7	在学校の学校行事等に参加したいため	事由解消まで学期末まで	適宜
8	友人関係等の理由によるため 例えば、いじめや極端な人見知り 等、人間関係に特別な配慮を要する場合などです。	卒業まで	理由書等
9	希望する学校が指定された学校より近いため	卒業まで	適宜
10	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
11	希望校の受け入れ体制が整い、且つ安全な通学が可能な学校を希 望するため 例えば、義務教育学校を希望する場合や、希望する 部活動が無く隣接校の部活動に入る場合などです。	卒業まで	部活動届
12	その他	事由解消まで	適宜

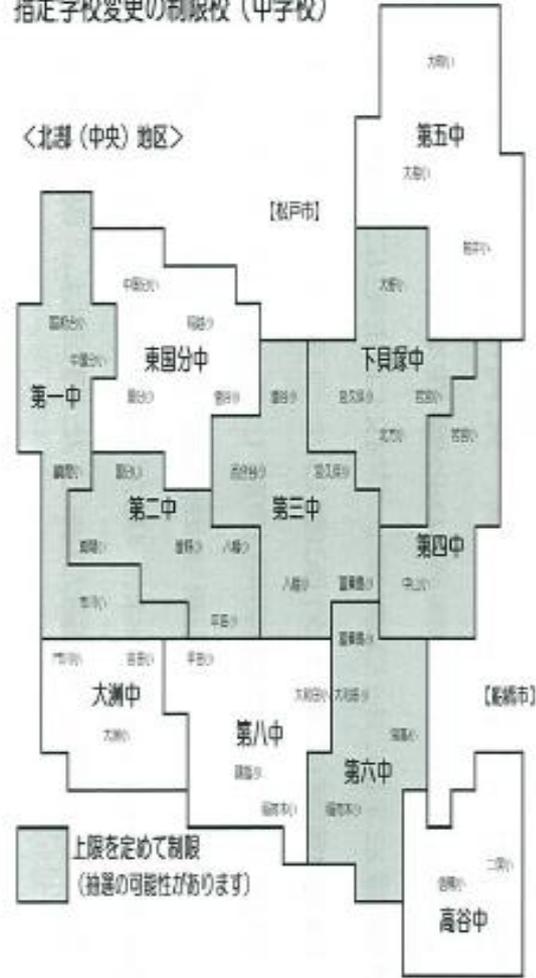
平成31年度 新入学

指定学校変更の制限校（小学校）



平成31年度 新入学

指定学校変更の制限校（中学校）



<南部（行徳）地区>



<南部（行徳）地区>



地図A

学校の同心円に対応した市川小・宮田小学区の見直し案

